

# 福島原発事故後の遊び環境の回復に関する 非営利組織・行政・企業による取り組みの現状と問題点

—— 屋内遊び場の提供を事例として ——

## Current Status and Problems of Efforts by NPOs, Governments, and Companies to Restore Play Environments after the Fukushima Nuclear Accident: A Case Study of the Provision of Indoor Playgrounds

家政経済学科 佐藤 海帆  
Dept. of Social and Family Economy Miho Sato

**抄 録** 福島原発事故後は、放射線により屋外遊びができない子どもへの遊び環境保障として屋内遊び場が提供されているが、その取り組み内容には運営主体による差がみられ、問題を抱えている。本稿の目的は、福島県いわき市の非営利組織・行政・企業による屋内遊び場の特徴を活かした運営のあり方を模索し、生活ガバナンスの考え方にもとづいて、今後の地域の多様な主体の関わりによる屋内遊び場づくりに向けた課題を明らかにすることである。屋内遊び場の提供は、保護者のニーズに合っておらず、ニーズの把握・共有がなされておらず、地域の多様な主体が協働を進める仕組みが整っていないなどの問題がある。そのため、子育て家庭の屋内遊び場へのニーズ把握を事業に組み込み、非営利組織・行政・企業の協働により遊び環境にかかわる生活資源(情報、交通手段など)を保障し、子育て家庭のエンパワメントの可能性を高めていくことが重要である。

**キーワード**：生活ガバナンス、エンパワメント、福島原発事故、子ども、屋内遊び場

**Abstract** In the aftermath of the Fukushima nuclear accident, indoor playgrounds have been provided for children who cannot play outdoors due to radiation. This paper explores the management of indoor playgrounds by non-profit organizations, government agencies, and companies in Iwaki City, Fukushima Prefecture, and identifies issues for the future development of indoor playgrounds through the involvement of various local residents and entities. The provision of indoor playgrounds does not meet the needs of parents, there is a lack of understanding and sharing of needs, and there is no mechanism in place to promote better collaboration. Therefore, it is important to incorporate the understanding of the needs of child-rearing families for indoor playgrounds into the project, and to guarantee resources (information, means of transportation, etc.) related to the play environment through collaboration among non-profit organizations, government, and businesses, thereby increasing the potential for empowerment of child-rearing families.

**Keywords**: livelihood governance, empowerment, Fukushima nuclear power plant, child, indoor playground

### 1. 目的と背景

2011年の東日本大震災および福島原発事故後は、放射線により屋外遊びができなくなった子どもへの

遊び環境保障の必要性が高まり、行政のみならず地域の多様な主体の取り組みが重要であり多くの努力がなされてきている。しかしながら、同じ制度や事業のもとで展開されている取り組みであっても、具

体的な取り組み内容には運営主体による差がみられる。たとえば、従来の屋外遊びを代替として、「東日本大震災の影響により、安心して屋外で子どもを遊ばせられない状況が続いていることから、身近なところに屋内遊び場を整備し、親子のストレス解消と子どもの体力向上を図る」<sup>1)</sup>ことを目的とした屋内遊び場確保事業をみると、運営主体である非営利組織や行政、企業は、それぞれの特徴を活かした取り組みを行う一方で、様々に異なる問題を抱えているが、その状況を把握するような先行研究は十分に なされていない。さらに、2012 年に筆者が行った「震災前後の遊び環境に関するアンケート調査」<sup>2)</sup>では、子育て家庭が今後の屋内遊び場のあり方にニーズを抱えていることも明らかになってきている。そのため、それぞれの主体の抱える問題と課題を明らかにする必要がある。

そこで、本稿の目的は、福島県が屋内遊び場確保事業として整備している屋内遊び場のうち、福島県いわき市の屋内遊び場（9 か所）を事例としてとりあげ、第 1 に、子育て家庭のニーズからみた非営利組織・行政（公設民営）・企業による屋内遊び場の取り組みの特徴および運営の特徴を把握し、第 2 に、子育て家庭のニーズからみた屋内遊び場の取り組みの問題点を把握し、第 3 に、特に、生活にかかわる公共サービスの提供の際に重要である生活ガバナンスの考え方にもとづいて、非営利組織・行政（公設

民営）・企業の取り組みの特徴を活かした屋内遊び場の取り組みのあり方について探り、同時に今後の地域の多様な主体の関わりによる屋内遊び場づくりに向けた課題を明らかにしたい。

本稿では、今後放射線による影響が長期的に続くと考えられるため、それに対応した継続的な遊び場の確保が必要であることを考慮し、屋内遊び場確保事業のうち継続事業<sup>3)</sup>に着目する。継続事業の補助事業者は、①市町村、②民間団体であり、非営利組織や企業も運営主体となっている。補助上限額は、市町村（公設）の場合が、1 市町村あたり上限 5,000 万円であり、民間団体の場合が、1 団体あたり 10 万円（補助対象経費には、人件費や施設管理費、賃借料、委託料などが含まれない）である。

## 2. 方法

### (1) 調査対象

調査の対象は、県内 60 か所のうち、いわき市で提供されている幼児を対象とした屋内遊び場全 9 か所である。運営主体の区分は、多い順にみると、非営利法人 4 か所（うち、NPO 法人 2 か所、学校法人および宗教法人各 1 か所、計 2 か所）、行政 3 か所（すべて公設民営）、企業 2 か所となっており、非営利組織や企業が重要な位置を占めている。

### (2) 調査の内容と項目

上記の目的を達成するため、屋内遊び場確保事業

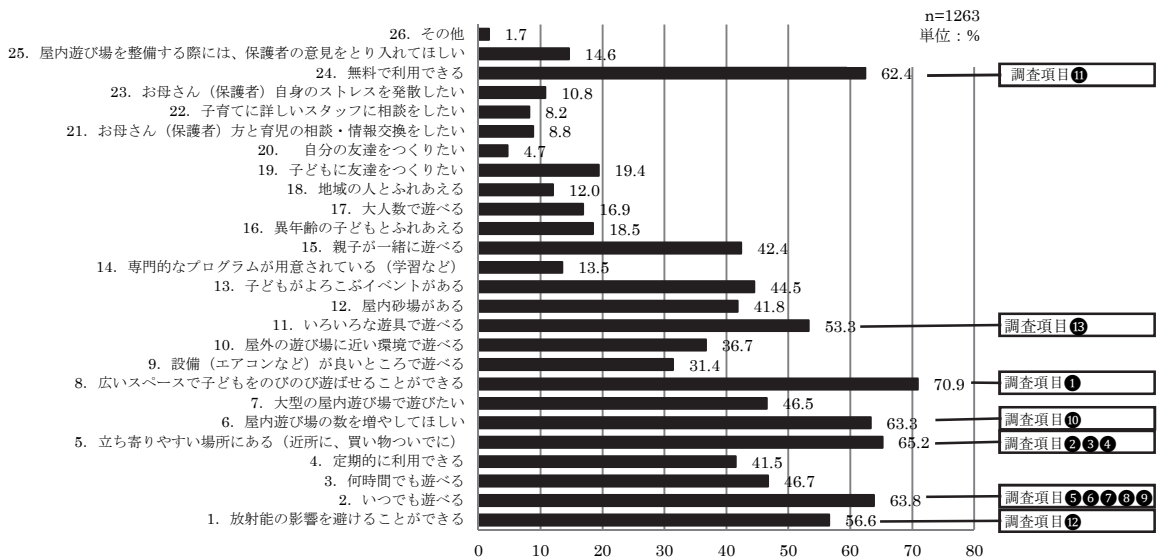


図 1 今後の屋内遊び場のあり方

を実施しているいわき市の団体（9 か所）に、屋内遊び場提供の取り組み内容、屋内遊び場提供および団体の特徴、子育て家庭のニーズ把握の有無などについて、インタビュー調査を実施することとした。

調査項目は、子どもにとって必要な身体や心の成長・発達を促す屋内遊び場提供の必要性から、以下の16項目を屋内遊び場の要件として設定した。①広さ（基準：9 か所平均 210 m<sup>2</sup>）、②立地、③アクセス、④駐車場、⑤開設時間、⑥開設形態、⑦定休日、⑧利用対象者、⑨定員数、⑩遊び場の数、⑪料金、⑫放射線への対応、⑬おもな施設遊具、⑭専門的な人材、⑮遊び場運営主体の工夫、⑯財源である。①～⑬は、2012年に筆者が行った調査<sup>1</sup>の今後の屋内遊び場のあり方において、保護者の2人に1人が選択した質問項目をもとに作成した。⑭～⑯は、屋内遊び場運営のあり方を考えるうえで欠かせない資源であるため、筆者が加えた項目である。

### (3) 調査方法

インタビュー調査は、団体の代表者および運営スタッフへ1時間から2時間程度の半構造化面接を遊び場および団体の事務所にて実施した。

### (4) 調査時期

インタビュー調査の実施期間は、2014年3月から6月までである。

### (5) 調査結果の分析方法

インタビュー調査の結果は、調査時に録音した音声データを文字化し、福島県 WEB ページ<sup>2)</sup>や調査時に入手した資料による情報も含めて、非営利組織・行政（公設民営）・企業による取り組みを子育て家庭のニーズの視点から分析し、生活ガバナンス論にもとづいて考察する。

## 3. 結果

### 3-1. 子育て家庭のニーズの視点からみた屋内遊び場の取り組みの特徴

まず、福島県いわき市の屋内遊び場9か所の取り組みについて、屋内遊び場の要件の各項目別に子育て家庭のニーズとの対応をみる（表1）。

### 3-2. 子育て家庭のニーズの視点からみた非営利組織・行政（公設民営）・企業による取り組みの特徴

福島県いわき市の屋内遊び場を運営している非営

利組織・行政（公設民営）・企業による9か所の取り組みについてみる。子育て家庭のニーズに対応する屋内遊び場の要件ごとに比較すると、非営利組織は、いろいろな遊具で時間制限を気にせず遊べる環境を提供している。行政（公設民営）は、広い遊び場を無料で提供している。企業は、立地が好条件で、長時間遊べる環境を提供している（表2）。

次に、屋内遊び場の要件の各項目別に子育て家庭のニーズとの対応をみる。

- ①広さは、行政（公設民営）が広い傾向にあり、非営利組織や企業が狭い傾向にある。しかし、非営利組織や企業のうち、自前で広いスペースを保有している団体は、広い遊び場を提供している。
- ②立地は、非営利組織や企業が、商業施設内および幼稚園・保育所内に遊び場があり、保護者の普段の行動圏にあることから立ち寄りやすい。
- ③アクセスをみると、最寄り駅から1km以上離れている施設は、非営利組織4か所のうち1か所、行政（公設民営）3か所のうち2か所、企業すべてである。
- ④駐車場は、全ての遊び場が持っているが、企業は駐車可能台数が多い。非営利組織と行政（公設民営）は、ショッピングセンターの敷地内にある遊び場を除いて、駐車可能台数が少ない。
- ⑤開設時間をみると、非営利組織は平均（6.5時間）よりも短い施設が4か所のうち3か所あり、そのうち2か所は学校法人および宗教法人である。企業は平均よりも長い。
- ⑥開設形態をみると、非営利組織は入れ替え制を導入している施設はない。行政（公設民営）は全てで導入しており、多くの子どもが遊べるように公平性を重視している。企業は、入れ替え制を導入している施設は2か所のうち1か所である。
- ⑦定休日をみると、企業は不定休である。非営利組織と行政（公設民営）は、ショッピングセンターの敷地内にある遊び場を除いて、週に1日以上である。
- ⑧利用対象者をみると、非営利組織は未就学児のうち年齢制限を設けているところがあるため、単体では十分に支援が行き届いているとは言えない状況にある。また、非営利組織・行政（公設民営）・企業では、小学生を対象に含める施設が多く、たとえば年長の子が年下の子どもにぶつかってしまうなどの問題がある。

表1 屋内遊び場確保事業に関する非営利組織（NPO法人、

	非営利組織			
	NPO法人		学校法人および宗教法人	
	a	b (2014年4月に新設)	c	d
運営主体	a NPO法人	2012・2013年度：b 1 NPO法人 2014年度：b 1 NPO法人、 b 2 NPO法人	c 宗教法人	d 学校法人
設立時期	屋内遊び場確保事業（一次募集） 採択時期：2012年5月	屋内遊び場確保事業（二次募集） 採択時期：2012年8月	屋内遊び場確保事業（三次募集） 採択時期：2012年12月または 2013年1月	屋内遊び場確保事業（三次募集） 採択時期：2012年12月または 2013年1月
①広さ	165㎡	149㎡	130㎡	290㎡
②立地	ショッピングセンター内	道の駅内	幼稚園内	幼稚園内
③アクセス	JR常磐線 いわき駅から0.3km	JR常磐線 四倉駅から0.8km	JR常磐線 植田駅から1.9km	JR常磐線 湯本駅から0.7km
④駐車場	あり（1000台）	あり	あり（20台）	あり（10台）
⑤開設時間	10:00～17:00	10:00～16:00	9:30～12:00、14:00～16:00	10:00～12:00、15:00～17:00
⑥開設形態	入れ替え制の導入をしていない	入れ替え制の導入をしていない	入れ替え制の導入をしていない	入れ替え制の導入をしていない
⑦定休日	不定休	第3火曜日、年末年始	土、日、祝日、幼稚園が定めた日	水、土、日、祝祭日
⑧利用対象者	未就学児童とその保護者	3歳～小学生	未就園児（1才半～3才）の子どもとその保護者	小学生以下の子ども
⑨定員数	特に制限はしていない （親子20組程度）	特に制限はしていない	親子30組（1日あたり）	特に制限はしていない
⑩遊び場の数			福島県が屋内遊び場確保事業により整備している屋内遊び場は、いわ（たとえば、定員数が決められている入れ替え制の遊び場は、休日は	
⑪料金	無料	無料	150円（おやつ代等）	無料
⑫放射線への対応	不明	特にしていない	幼稚園としての対応を実施している（線量計の設置、土の入れ替え、安全な水の提供など）	幼稚園としての対応をしている（線量計の設置、土の入れ替え、樹木の伐採など）
⑬おもな設置遊具	すべり台、ボールプール、ブロック遊具など	つみくく、ボールプール、平均台、キッズ遊具	ボールプール、積木 など	ボルダリング（壁登り） など
⑭専門的な人材	子育て経験のある人 学生アルバイト	子育て相談専門の職員 子育て経験のある人	幼稚園の職員	幼稚園の職員
⑮遊び場運営主体の工夫	・公園のように気軽に行ける屋内遊び場を運営している	・相談業務を行っている	・これまでの幼稚園としての経験を屋内遊び場の運営に活かしている ・食育を実施している（特に、d遊び場では、幼稚園教諭と保護者同士が一緒になって料理をつくる機会を提供している） ・アンケート調査を実施している	
⑯財源	・福島県による「屋内遊び場確保事業」 ・赤い羽根 ・サントリーホールディングス株式会社・公益法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 「サントリー・SJC フクシマ スム ファンド」	・いわき市東日本大震災遺児等支援事業 ・サントリーホールディングス株式会社・公益法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 「サントリー・SJC フクシマ スム プロジェクト」	福島県による「屋内遊び場確保事業」	

学校法人および宗教法人・行政（公設民営）・企業の取り組み

行政			企業		全体
e	f	h	i	j	
いわき市 (運営委託：g 団体) 2014年3月までe 団体が運営していた	いわき市 (運営委託：g 団体) 2014年3月までf 団体が運営していた	いわき市 (運営委託：h 団体)	i 企業	j 企業	
2012年12月	2012年12月	2013年3月	屋内遊び場確保事業 (三次募集) 採択時期：2012年12月 または2013年1月	屋内遊び場確保事業 (一次募集) 採択時期：2012年5月	
120㎡	270㎡	210㎡	45㎡	508㎡	45㎡から508㎡、平均210㎡
いわき市立南部アリーナ内	いわき市石炭・化石館内 (ほるる)内	いわき市海竜の里センター内	ショッピングセンター内	ショッピングセンター内	主に、商業施設内、行政の所有する施設内、幼稚園・保育所内
J R常磐線 植田駅から2.6km	J R常磐線 湯本駅から0.5km	J R常磐線 末統駅から2.7km	J R常磐線 勿来駅から1.7km	J R常磐線 泉駅から4.7km	最寄り駅から0.3kmから4.7km
あり	あり(約40台)	あり(約30台)	あり(200台)	あり(430台)	・駐車場は、全ての遊び場が持っている ・駐車可能台数が少ないところで10台 ・駐車可能台数が多いところで1000台
【平日】9:30~16:00 【土・日・祝・小学校長期休業期間】9:30~16:40	【平日】9:30~16:00 【土・日・祝日・小学校長期休業期間】9:30~16:40	【平日】9:30~16:00 【土・日・祝日・小学校長期休業期間】9:30~16:40	平日：10:00~23:00 土、日、祝：9:00~23:00	10:00~18:00	・10時に始まる場所が多い ・16時に終わる場所が多い ・平均6.5時間
入れ替え制の導入をしている (平日80分、休日70分)	入れ替え制の導入をしている (平日80分、休日70分)	入れ替え制の導入をしている (平日80分、休日70分)	入れ替え制の導入をしていない	入れ替え制の導入をしている (平日90分、休日50分)	・入れ替え制を導入していない施設は5か所 ・入れ替え制を導入している施設は4か所
毎週月曜日、12月29日~1月3日	毎週火曜日、12月29日~1月3日	毎週月曜日、1月1日	不定休	不定休	・週に1日以上3日以内が多い ・不定休あり
小学校低学年までの児童	小学校低学年までの児童	小学校低学年までの児童	小学生以下の子どもとその保護者	子ども(6ヵ月~12歳)とその保護者	・すべての遊び場が、未就学児を対象に含む ・未就学児の年齢制限を設けているところがある ・小学生を対象に含む遊び場が6か所
40名(1回あたり)	80名(1回あたり)	60名(1回あたり)	子ども10名	親子120名 (1回あたり)	・10名から120名 ・「特に制限はしていない」は3か所

き市内に9か所。しかし、福島県内で最も広大な面積であるいわき市(1232.02平方キロメートル)では、まだその数は十分ではない待機者がいる状況である)

無料	無料	無料	無料	一人あたり100円	有料2か所、その他は全て無料
不明	不明	不明	特にしていない	不明	運営主体が、線量計を用いた測定、園庭の土の入れ替え、樹木の伐採、エアコンおよび放射線の侵入を防ぐマットの設置などを行っている場合がある
クライミングウォール、ボールプール、アスレチック遊具、お絵かきコーナー	いわきの山、見晴らし台、プレイハウス、探検基地	ローリングドーム、エレファントドラム、クライミングウォール、首にリングをさげた巨大な恐竜	大型エア遊具(すべり台)	ベガキャッスルスペシャル(木製の秘密基地のような遊具)、エアトラック、ウレタン山、ボールプール	遊び方が決まっている「提供型」の遊具や、遊び方が決まっておらず子どもが自ら作っていく「参画型」の遊具がある
子育てに関わる有資格者、子育て経験のある人	子育てに関わる有資格者、子育て経験のある人	子育て経験のある人	スポーツに関わる人	子育て経験のある人	子どもと接する職員や子育て相談専門の職員、助産師、看護師がいる場合がある
・子育てに関する相談ができる	・子育てに関する相談ができる ・アンケート調査を実施している	・地域の特性を活かした遊具の設置をしている	・開設時間が長い	・市内で最も早く屋内遊び場の提供に着手している	相談業務やアンケート調査を実施している場合がある
・福島県による「屋内遊び場確保事業」 ・福島県による「緊急雇用創出事業(震災等緊急雇用対応事業)」	・福島県による「屋内遊び場確保事業」 ・福島県による「緊急雇用創出事業(震災等緊急雇用対応事業)」	・福島県による「屋内遊び場確保事業」 ・福島県による「緊急雇用創出事業(震災等緊急雇用対応事業)」	・福島県による「屋内遊び場確保事業」	・福島県による「屋内遊び場確保事業」 ・お寺からの寄付	・県からの助成金 ・民間からの助成金

- ⑨ 定員数をみると、非営利組織は「特に制限はしていない」が4か所のうち3か所、行政（公設民営）と企業は、全てが「制限している」。
- ⑩ 遊び場の数について、福島県が屋内遊び場確保事業により整備している屋内遊び場は、いわき市内に9か所あり、うち非営利組織4か所、行政（公設民営）3か所、企業2か所である。
- ⑪ 料金をみると、有料が非営利組織は4か所のうち1か所（おやつ代）、企業は2か所のうち1か所である。その他は全て無料である。
- ⑫ 放射線への対応をみると、非営利組織（学校法人および宗教法人）は、幼稚園として線量計を用いた測定、園庭の土の入れ替え、樹木の伐採、エアコンおよび放射線の侵入を防ぐマットの設置などを行っている。
- ⑬ おもな施設遊具は、行政（公設民営）や企業は遊び方が決まっている「提供型」の遊具が多くを占めるのに対し、非営利組織は遊び方が決まっておらず子どもが自ら作っていく「参画型」の遊具と「提供型」の両方の遊具がある。
- ⑭ 専門的な人材をみると、学校法人および宗教法人は普段から子どもと接する職員がいることから、専門性が高い。
- ⑮ 遊び場運営主体の工夫をみると、非営利組織と行政（公設民営）は、相談業務やアンケート調査を実施している。
- ⑯ 財源をみると、行政（公設民営）は、県からの助成金で運営されているが、非営利組織や企業は、県からの助成金だけでなく、民間からの助成金により運営されている。

表2 いわき市の屋内遊び場の要件別・運営主体別比較

	非営利組織 4か所	行政（公設民営） 3か所	企業 2か所
① 広さ	狭い（自前で広いスペースを保有している団体を除く）	広い	狭い（自前で広いスペースを保有している団体を除く）
② 立地（商業施設内および幼稚園・保育所内に遊び場がある）	4か所中4か所	3か所中0か所	2か所中2か所
③ アクセス（最寄り駅から1km以内）	4か所中3か所	3か所中1か所	2か所中0か所
④ 駐車場（駐車可能台数）	少ない（ショッピングセンターの敷地内にある遊び場を除く）	少ない	多い
⑤ 開設時間（平均6.5時間）	平均よりも短い施設が4か所中3か所（うち2か所は学校法人及び宗教法人）	ほぼ平均	平均よりも長い
⑥ 開設形態（入れ替え制の導入の有無）	導入していない	導入している	導入している施設は2か所中1か所
⑦ 定休日	週に1日以上（ショッピングセンターの敷地内にある遊び場を除く）	週に1日以上	不定休
⑧ 利用対象者	未就学児のうち年齢制限を設けているところがある 小学生を対象に含める施設がある	小学生を対象に含める施設が多い	小学生を対象に含める施設が多い
⑨ 定員（上限がある）	4か所中1か所	3か所中3か所	2か所中2か所
⑩ 遊び場の数	いわき市内に9か所あるが、福島県内で最も	広大な面積であるいわき市（1232.02平方キロメートル）では、まだその数は十分ではない	
⑪ 料金（有料）	4か所中1か所（おやつ代）	無料	2か所中1か所
⑫ 放射線への対応	対応している	不明	対応していない
⑬ おもな施設遊具	「参画型」と「提供型」の遊具がある	「提供型」の遊具が多い	「提供型」の遊具が多い
⑭ 専門的な人材	学校法人および宗教法人は普段から子どもと接する職員がいる	子育てに関わったことのある地域の人が主体となっている	スポーツや子育てに関わったことのある人が主体となっている
⑮ 遊び場運営主体の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園のように気軽にに行ける屋内遊び場を運営している</li> <li>・相談業務を行っている</li> <li>・これまでの幼稚園としての経験を屋内遊び場の運営に活かしている</li> <li>・食育を実施している（特に、d遊び場では、幼稚園教諭と保護者同士が一緒になって料理をつくる機会を提供している）</li> <li>・アンケート調査を実施している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する相談ができる</li> <li>・アンケート調査を実施している</li> <li>・地域の特性を活かした遊具の設置をしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設時間が長い</li> <li>・市内で最も早く屋内遊び場の提供に着手している</li> </ul>
⑯ 財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県による「屋内遊び場確保事業」</li> <li>・いわき市東日本大震災遺児等支援事業</li> <li>・赤い羽根</li> <li>・サントリーホールディングス株式会社・公益法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「サントリー・SJC フクシマ スムファン」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県による「屋内遊び場確保事業」</li> <li>・福島県による「緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対応事業）」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県による「屋内遊び場確保事業」</li> <li>・お寺からの寄付</li> </ul>

### 3-3. 屋内遊び場確保事業に取り組む運営主体別 団体概要と遊び場運営の特徴

以上では、いわき市の屋内遊び場（9 か所）の提供内容の全体をみてきたが、子育て支援や子どもの育ちへの配慮や屋内遊び場運営のあり方の視点から、非営利組織・行政（公設民営）・企業別に、それぞれの取り組みをみる。

#### （1）屋内遊び場確保事業に取り組む非営利組織 （NPO 法人、学校法人および宗教法人）の団体概要と遊び場運営の特徴

まず、非営利組織については、NPO 法人、学校法人および宗教法人がもともと保有している資源（施設や人材など）が異なるため、NPO 法人、学校法人および宗教法人別に、団体概要と遊び場運営の特徴をみる。

##### 1) 屋内遊び場確保事業に取り組む NPO 法人の団体概要と遊び場運営の特徴

屋内遊び場の運営をしている NPO 法人の団体概要と遊び場運営の特徴について、2 つの事例をみる（表 1）。

a NPO 法人は、2002 年に設立され、福島県いわき市にある中間支援組織として、NPO 法人や市民活動団体（個人から法人までを含む）を支援している。

a 遊び場の特徴は、「なにもしないことをする」という独自のコンセプトのもと、公園のように気軽にいける屋内遊び場を運営していることである。個別家庭への対応として、「障がい児への支援や遊び場に来られない子育て家庭への支援」を実施している。

b 遊び場は、2 つの NPO 法人により、遊び場の運営がなされている。b1 NPO 法人は、2009 年に設立され、まちおこしの活動をしている。b2 NPO 法人は、2013 年に設立され、震災孤児・遺児を中心とした相談業務を行っている。

b 遊び場の特徴は、2 つある。1 つは、他の遊び場を視察した経験にもとづき、年齢に合わせた遊具の配置を工夫している点である。2 つは、遊び場を通して、保護者が心をひらける関係性を築くことにより、相談業務を行っていることである。たとえば、「家庭にどこまで介入するかを見極めて、子育て家庭に接すること」、「必要な場合は、スタッフ間の連携により特定の子どもの見守りをする事」、「必要な場合は、相談支援につなげる事」を実施してい

る。

##### 2) 屋内遊び場確保事業に取り組む学校法人および宗教法人の団体概要と遊び場運営の特徴

屋内遊び場の運営をしている学校法人および宗教法人の団体概要と遊び場運営の特徴について、2 つの事例をみる（表 1）。

c 宗教法人は、1963 年に設立され、幼稚園を運営している。

d 学校法人は、1953 年に設立され、保育所、幼稚園、学童を運営している。

c 遊び場と d 遊び場の共通の特徴は、4 つある。1 つは、これまでも地域の未就学児に対する遊び場の運営をしてきており、幼稚園にもともとある遊具（平均台やボールなど）を活用していることである。2 つは、専門的なプログラムのもと、体操教室などを実施していることである。特に、子どもの身体（体力づくり）や心の育ち（我慢する心、頑張る心、挑戦する心）に重点を置いている。3 つは、食育に力をいれており、添加物の少ない手作りの食事を提供していることである。4 つは、屋内遊び場についてのアンケート調査を実施していることである。

c 遊び場は、保護者が一緒になって体操教室や食事をする機会を提供することにより、保護者の交流や情報交換を促し、リフレッシュできるようにしている。

d 遊び場は、子どもが遊びを創造できるように、新聞紙や廃材などを用いて自由な制作活動を行っている。さらに、食育に力を入れており、幼稚園教諭と保護者が一緒になって料理をつくる機会を提供することにより、家庭でも子どもが食べやすい調理方法を再現できるよう工夫しつつ、幼稚園での活動への参画を促している。

#### （2）公設の屋内遊び場確保事業等に取り組む民間の団体概要と遊び場運営の特徴

行政の委託を受けて、屋内遊び場の運営をしている団体の概要と遊び場運営の特徴について、3 つの事例をみる（表 1）。いわき市では、北部・中部・南部に 1 か所ずつ屋内遊び場を整備している。

e 団体、f 団体は、2012 年に設立され、いわき市内の子育てに関わる NPO 法人を横につないだネットワーク組織であり、テーマ型の地域活動を展開している。e 団体、f 団体は、特にホームスタート

(家庭訪問型子育て支援ボランティア)に力を入れており、もともと団体としてもっている知識や技術を、子育て家庭に伝えている。e 遊び場と f 遊び場は、2014年度からはg 団体が運営主体となっているが、2014年3月まではe 団体、f 団体が運営していた。しかし、これまでに蓄積した遊び場運営のノウハウを活かすため、運営主体の変更後も引き続き、e 遊び場と f 遊び場のスタッフが、g 団体のスタッフと一緒に運営をしている。

e 遊び場と f 遊び場の共通の特徴は、スタッフの多くが、子どもに関わる有資格者(保育士、助産師、看護師など)であり、子育てに関する相談ができ、遊び場を通して、子育て家庭の抱える問題の解決を支援していることである。たとえば、f 遊び場では、子どものアレルギーで困っている遊び場の利用者に対して運営母体として開催している「アレルギーについての勉強会」を紹介する、悩みを抱える遊び場の利用者に対してホームスタートを紹介するなど、情報提供をしている。

f 遊び場の特徴は、4つある。1つは、年齢ごとに遊び空間を区切るにより、それぞれの年齢の子どもが満足でき、安心・安全に遊べる場所を提供していることである。2つは、「なめなめボックス」を設置し、子どもが口にしたものを清潔にする方法をとっており、衛生管理が徹底されていることである。3つは、屋内遊び場についてのアンケート調査を実施しており、アンケート用紙と回収箱を常設していることである。そのため、保護者は、いつでも気軽に遊び場への意見を伝えることができる。4つは、子育て家庭の居場所になっていることである。たとえば、震災前に子育てサロンなどの利用に踏み出せずにいた家庭にとっても、f 遊び場は、気軽に足を運び(申込み不要、その日の気分や体調に合わせて利用するかどうかを選択できる)、リフレッシュできる居場所となっている。5つは、初年度である2013年度は月に1度の合同ミーティングを開催しており、いわき市担当課と運営事務局、協力団体との情報共有をしていたことがあり、連携が図られていたことである。

h 団体は、1996年に設立され、豊かな自然を活かした地域活動を展開しているエリア型の地域組織である。

### (3) 屋内遊び場確保事業に取り組む企業の概要と遊び場運営の特徴

屋内遊び場の運営をしている企業の概要と遊び場運営の特徴について、2つの事例をみる(表1)。

i 企業は、2012年に設立され、フットサルやテニス、幼稚園の運動会のためのコートレンタルを行っている。i 遊び場の特徴は、開設時間が長く(平日13時間、休日14時間)、入れ替え制ではないため、時間を気にせずに自由に遊ぶことができることである。また、屋内遊び場の運営を始めたことにより、子どもが楽しく遊べる場所という認識が広まり、地域とのコミュニケーションを図ることができるようになった。

j 企業は、1997年に設立され、海の駅として商業施設を運営している。j 遊び場の特徴は、いわき市が屋内遊び場運営に乗り出す前に、市内で最も早く屋内遊び場の運営を始めたことであり、開所当初は無料で遊び場の提供をしていた。

### 3-4. 屋内遊び場の運営主体による子育て家庭のニーズ把握の実施状況

屋内遊び場の運営主体は、9か所のうち3か所(c 遊び場、d 遊び場、f 遊び場)が、子育て家庭のニーズを把握している。特に、f 遊び場では、屋内遊び場についてのアンケート調査を実施しており、アンケート用紙と回収箱を常設している。そのため、保護者は、いつでも気軽に遊び場への意見を伝えることができる。

### 4. 子育て家庭のニーズ充足に関する視点からみた屋内遊び場提供の問題と課題

福島県による屋内遊び場確保事業として始められ継続して提供されている\*2いわき市の屋内遊び場(9か所)について、子育て家庭のニーズ充足に関する視点からみた地域の多様な主体の関わりによる屋内遊び場提供には、以下の3つの問題がある。

#### 4-1. 福島原発事故後の幼児を対象とした屋内遊び場提供の問題

第1に、屋内遊び場の提供が、保護者のニーズに合っていない。

福島県いわき市の屋内遊び場運営に関する非営利組織・行政(公設民営)・企業による取り組みについて、保護者のニーズを満たしているかをみる。保



護者ニーズの高かった「①広いスペースで子どもをのびのび遊ばせることができる、②立ち寄りやすい場所にある（近所に、買い物ついでに）、③いつでも遊べる、④屋内遊び場の数を増やしてほしい、⑤無料で利用できる、⑥放射線の影響を避けることができる、⑦いろいろな遊具で遊べる」について、単体の屋内遊び場では、保護者のニーズに十分対応できているとは言えない状況にあることが分かった。

第2に、屋内遊び場の提供に対する子育て家庭のニーズの把握・共有がなされていない。

屋内遊び場の運営主体は、9か所のうち3か所（c 遊び場、d 遊び場、f 遊び場）が、子育て家庭のニーズを把握しているが、これらは運営主体の自主的な取り組みであり、事業に子育て家庭のニーズ調査は組み込まれていないため、他の遊び場では行われていない。さらに、屋内遊び場運営主体が自主的に子育て家庭のニーズを把握していても、福島県やいわき市による屋内遊び場確保事業の改善につながるようなルートは確保されていない。

第3に、地域の多様な主体の関わりによる協働<sup>3)</sup>を進める仕組みが整っていない。

それぞれの屋内遊び場が特徴的な資源を有しているにもかかわらず、十分に活用されていない。たとえば、財源について、非営利組織や企業では、財源が足りていない運営主体があり、行政の補助が必要であると考えられるが、そのような取り組みはなされていない。さらに、情報について、「非営利組織が、いろいろな遊具で時間制限を気にせず遊べる環境を提供していること」、「行政（公設民営）が、広い遊び場を無料で提供していること」、「企業が、立地が好条件で、長時間遊べる環境を提供していること」は、保護者に届いていない。

情報共有についてみると、f 遊び場は、初年度である2013年度は月に1度の合同ミーティングを開催しており、いわき市担当課と運営事務局、協力団体との情報共有をしていたことがあり、連携が図られていたが、その後も継続されるような仕組みはつくられていない。

#### 4-2. 非営利組織・行政（公設民営）・企業による協働の必要性和子育て家庭のエンパワメントの可能性

以上の結果と考察を踏まえると、地域でさまざまな主体が担い手となって進める福島原発事故後の幼

児を対象とした屋内遊び場の創造に向けた課題は以下の3点である。

1 つは、生活ガバナンスの考え方にもとづき、子育て家庭の屋内遊び場へのニーズ把握を事業に組み込むことである。

赤塚（2015）<sup>4)</sup>は、「生活の社会化が広範に進んでいる現代社会では『個人的なものとされてきた生き方やライフスタイルの問題が、公共のテーマとなる』（宮本，2015）」としており、原発事故後に特有の福島の子育て家庭が抱える問題（放射線の心配による遊びの制限から生じる身体や心の調子への影響や将来への不安・心配事など）を解決するためには、子育て家庭に負担を強いるのではなく、公共の視点から捉えなおす必要があり、生活ガバナンスの考えが有効である。

石田（2010）<sup>5)</sup>によると、「生活ガバナンスとは、生／生命への配慮や生き方・ライフスタイルなどの価値を組み込んだ公共性をつくりだすもの」とされている。さらに、赤塚（2015）<sup>4)</sup>によると、「生活ガバナンスが最も必要になるのは、生活が成り立たなくなるかもしれないという生活リスク回避の時」とされており、子育て家庭の生活が脅かされている原発事故下においても適用が求められる。さらに、石田は、「生活ガバナンスにおいて最も重要なものがニーズの把握である」としている。

子育て家庭のニーズをひきだし、屋内遊び場の提供に活かすことは、子育て家庭にとっての遊びの価値の実現につながる。保護者へのニーズ調査では、「屋内遊び場を整備する際には、保護者の意見をとり入れてほしい」14.6%である。たとえば、子育て家庭のニーズの把握について、「実施している」と回答した遊び場（f 遊び場）では、「屋内遊び場の運営と、子育て家庭のニーズとのズレがあってはいけない」、「主役は保護者」という考えのもと、アンケートを実施しており、「床が固い・冷たい」といった子育て家庭のニーズに合わせて床にマットを敷いたという事例もみられ、屋内遊び場の質が向上し、満足度が高まり、利用者の自発性を引き出す可能性が高まる。

子育て家庭のニーズ把握については、現在は屋内遊び場運営主体が自主的に行っているが、今後は事業実施主体である福島県が子育て家庭のニーズ把握を事業に組み込み、いわき市が主体となり屋内遊び場運営主体との情報共有をしながら進めることが必

要である。

2 つは、子育て家庭が自らのニーズに合わせて、屋内遊び場を選択できるような生活資源（情報、交通手段、資金など）を、非営利組織・行政（公設民営）・企業の協働により保障することである。

山岡ら（2008）<sup>6)</sup>によると、協働は、「異種・異質の組織同士が、共通の社会的な目的を果たすために、それぞれのリソース（資源や特性）を持ち寄り、対等の立場で協力して共に働くこと」と定義しており、特に、「リソース」については、「相手の組織にはないけれども自分の組織にあるものが意味をもつ」としている。

本調査でも、非営利組織・行政（公設民営）・企業による屋内遊び場は、それぞれに特徴があり、非営利組織は、いろいろな遊具で遊べる環境を提供しており、行政（公設民営）は、広い遊び場を無料で提供しており、企業は、立地が好条件で、長時間遊べる環境を提供しており、それぞれに異なるリソースをもっている。

そのため、子育て家庭が、自身のニーズに合わせて屋内遊び場を選択できるように、屋内遊び場の提供主体が、協働によりリソースを共有することが、たとえば、情報提供、移動手段の確保、利用料の無料化などの子育て家庭にとっての遊びにかかわる資源を保障するうえで必要である。

協働は、特別な支援の必要性を抱えた子育て家庭に適切な支援を届けるうえで有効である。たとえば、行政が、時間通りに行動することが難しい子どもに対していつでも遊べるような屋内遊び場を紹介することや、企業や NPO が、アレルギーのある子どもに対して行政・他の NPO による勉強会の情報を提供することなどが考えられる。

3 つは、屋内遊び場運営主体による子育て家庭の

エンパワメントの必要性である。

本調査からは、屋内遊び場運営主体によっては、これまでに子育て家庭の支援に関わった経験を活かした独自の工夫もみられ、子育て家庭の生活支援や地域の拠点づくりにつながる事例がみられた。このことは、運営主体が「生活や人生をコントロールできる力を人々に与える」「意思決定に際して当事者の自律や自主性を増大させること、またそれができるための諸条件を確保できるように支援すること」（宮本、2015）<sup>7)</sup>など子育て家庭に内在する自分らしく主体的に生きる力を引き出すエンパワメントの可能性を高めていることが示唆された（表3）。

中谷（2006）<sup>8)</sup>は、「現在子どもに多くの遊び場を与えている母親は、幼い頃定住家族において、自分の一日の出来事を聞いてもらったり、どこかに連れて行ってもらったり、世話をしてくれたりといった役割を担う大人の数が多かった」としている。これは、子どもに多くの遊び場を与えている母親は、「肯定的な経験の数自体も多く」、「人として、子どもとして、大切に育てられてきた」ことを示している。そのうえで、「親子がアットホームな、排他的ではない雰囲気の中で『自分もこの場所の一員だ』と感じられるような居場所づくりが大切」としている。

たとえば、b 遊び場では、遊び場業務と相談業務を行っており、遊び場をツールとして相談業務につなげている。b 遊び場のスタッフによると、「初めから『相談をしたい』という方はいない。遊び場で何度か会うことにより、心をひらける信頼関係が築けてから、相談業務を行っている」という。つまり、子育て家庭は、屋内遊び場スタッフの働きかけにより、自身の抱える不安や悩みに気づく力や状況を説明する力、相談する力、情報や知識を得る力などを

表3 屋内遊び場運営主体による子育て家庭のエンパワメント

期待される効果	屋内遊び場運営主体による働きかけ	実施している遊び場
子育て家庭の生活支援	相談業務につなげる	b 遊び場、 e 遊び場、 f 遊び場
	ホームスタート(家庭訪問型子育て支援ボランティア)につなげる	f 遊び場
	遊び場を通して、f 団体が主催するアレルギーの相談会等の情報を提供している	f 遊び場
	保護者へリフレッシュできる機会を提供している	c 遊び場、 f 遊び場
	支援が必要な場合、特定の子どもを見守る	b 遊び場
地域の拠点づくり	遊び場を通して、食育につなげる	c 遊び場、 d 遊び場
	子育て家庭の居場所になっている	f 遊び場
	障がい児とその家族の居場所となっている	a 遊び場
	孤立している子育て家庭が地域にできるきっかけとなっている	a 遊び場
	保護者の交流の機会を提供している	c 遊び場、 d 遊び場
	子育てにかかわる知識や経験を地域に広めている	f 遊び場

身につけており、遊び場を生活資源として、「生活や人生をコントロールできる力」（宮本，2015）<sup>7)</sup>を入手している。

屋内遊び場運営主体による働きかけは、自分らしい生活を実現する生活保障のために必要である。大沢（2013）<sup>9)</sup>は、「ニーズを本人が意識しない場合には第三者が認知を促し、購買力がないか商品化されていない財やサービスについては、公私のルートで贈与してでも、ニーズを充足することで、生活保障がなされる」とし、セン（1999）<sup>10)</sup>は「個人の力では変えることのできない逆境に置かれると、その犠牲者は、達成できないことを虚しく切望するよりは、達成可能な限られたものごとに願望を限定してしまう」とも述べている。

屋内遊び場運営主体による子育て家庭のエンパワメントは、子育て家庭の主体性を強め、子育て家庭の「生／生命への配慮や生き方・ライフスタイルなどの価値」<sup>5)</sup>を尊重した地域の拠点としての屋内遊び場の創造につながる。

## 謝辞

本研究にご協力いただいたいわき市の屋内遊び場の運営団体の代表者およびスタッフのみなさまに、深くお礼申し上げます。

本研究は JSPS 科研費（若手研究）19K14016 の助成を受けたものです。

## 注

- \*1 佐藤調査（2012）の対象・時期・項目・方法等については、佐藤（2016）<sup>11)</sup>による。
- \*2 屋内遊び場（9 か所）は、屋内遊び場確保事業として継続されている遊び場が 8 か所、民間の助成金などにより継続されている遊び場が 1 か所である。
- \*3 協働とは、「目標達成のための方法論や考えなどが完全に一致するものではなくとも、重ね合わせることでできる共通の目標に向かって、明瞭な形での協力関係を取り結んでいくことを含意している」。協働とは、「コラボレーション（collaboration）に近い」概念であり、「政府行政機関、民間（営利）企業、積極

的なアドボカシーを展開する民間非営利独立のシンクタンク、そして NPO/NGO などが、各々の既成の活動領域を越え、通常、特定のプロジェクトが掲げる共通目標を実現するために、対等な関係を取り結んで活動すること」（岡本，2004）である。

## 参考文献

- 1) 福島県 WEB ページ：屋内遊び場確保事業実施要領 [http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/25kosodate\\_asobiba\\_jisshiyoryo.pdf](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/25kosodate_asobiba_jisshiyoryo.pdf), (2013 年 12 月 19 日アクセス)
- 2) 福島県 WEB ページ：「屋内遊び場一覧」  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/okunai-ichiran.html>, (2015 年 7 月 16 日アクセス)
- 3) 岡本栄一：“協働”，ボランティア・NPO 用語事典，中央法規出版，pp.30-31（2004）
- 4) 赤塚朋子：生活者と生活ガバナンス，生活ガバナンス研究，放送大学教育振興会，pp.28-42，（2015）
- 5) 石田好江：生活経営主体者が参画する新たな生活ガバナンス，暮らしをつくりかえる生活経営力，朝倉書店，pp.120-128，（2010）
- 6) 山岡義典，雨宮孝子：NPO 実践講座[新版]，ぎょうせい，pp.98-134（2008）
- 7) 宮本みち子：生活ガバナンスとは何か，生活ガバナンス研究，放送大学教育振興会，pp.9-27，（2015）
- 8) 中谷奈津子：子どもの遊び場と母親の育児不安―母親の育児ネットワークと定位家族体験に着目して―，保育学研究，第 44 巻，第 1 号，pp.50-62（2006）
- 9) 大沢真理：生活保障システムというアプローチ，生活保障のガバナンス ジェンダーとお金の流れで読み解く，有斐閣，pp.47-84，（2013）
- 10) アマルティア・セン：機能と潜在能力，不平等の再検討 潜在能力と自由，岩波書店，pp.59-84，（1999）
- 11) 佐藤海帆：福島原発事故前と 1 年半後の幼児の屋外遊び環境の変化および生活への影響，日本家政学会誌，Vol.67, No.10, pp.21-32（2016）

